

2016年12月22日

各位

会社名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 津賀 一宏
(コード番号 6752 東証・名証第一部)
問合せ先 コーポレート戦略本部
経営企画部長 原田 秀昭
(TEL. 06-6908-1121)

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の非継続(廃止)について

当社は、2005年4月28日に開催された取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針(ESV(注3)プラン)(以下「本プラン」といいます。)を決定し、公表しました。

その後、毎年、取締役会においてその基本的な考え方を維持し、本プランを引き続き採用しておりましたが、本日開催の取締役会において、2016年度末をもって本プランを継続せず、廃止することを決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値ひいては株主全体の利益の観点から、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、本プランを継続してまいりました。

しかしながら、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、およびコーポレートガバナンス・コードの浸透など、外部の環境変化を注視しつつ、本プランが及ぼしうる影響等を慎重に検討した結果、2016年度末をもって本プランを継続せず、廃止することといたしました。

なお、当社は、引き続き、当社の企業価値ひいては株主全体の利益の向上に向けた取り組みを進めるとともに、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を、株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)または買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者とその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)および特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

注3：Enhancement of Shareholder Value の略。

以 上